

宿日直許可取得後の適切な労務管理のために

宿日直許可の取得後に重要なことは？

- 単に、宿日直許可により在院時間の一部が上限規制との関係で労働時間から除外されることをもって、労働時間の短縮や勤務環境の改善がなされたと捉えるべきものではありません。宿日直許可の取得を通じて確認された労働時間等の実態を前提に、医療機関は、**宿日直許可取得後も、様々な“働き方改革”を進めていくことが求められています。**
- 宿日直許可は、許可を受けた勤務態様で宿日直の業務に従事する場合に、労働時間規制の適用除外となるものです。**宿日直許可取得後も、実際に許可を受けた勤務態様で宿日直の業務に従事しているかを確認**するなど、適切な労務管理を継続する必要があります。

CHECK ● 許可を受けた宿日直中に、「通常と同態様の業務」を行った場合、その時間は労働時間です。この時間については、宿日直手当とは別に本来の賃金（必要な割増賃金を含む）を支払う必要があります。

CHECK ● 許可を受けた後に、許可の内容に沿った運用がなされなかった又は許可の内容から勤務実態が事実上乖離してしまった場合には、許可の効果が及ばなくなる（宿日直中のすべての時間が労働時間となる）可能性があります。このような場合には、まずは勤務内容の見直しを行ってください。

CHECK ● それでも**許可の内容に沿った運用が難しい場合には、許可の再申請等を行う必要**があります。

以下の「宿日直許可書への適合状況」について確認ください。

チェックがつかない項目があれば、宿日直許可の効果が発生していない可能性があります。宿日直業務について見直しを行ってください。

宿日直の人数

- 1回の宿日直業務に、許可された人数を超える数の医師を就かせていないか。

宿日直の回数

- 1人の医師が宿日直業務に就く回数が、許可を上回るものになっていないか。

宿日直の時間帯

- 許可した開始時間前又は終了時間後に、宿日直業務に就かせていないか。

裏面に続きます



宿日直の手当

- 許可した金額以上の宿日直手当を支払っているか。
- 宿日直業務に就く医師に変更があった場合、都度宿日直手当の金額に不足がないか確認しているか。



就寝設備

- 就寝設備は引き続き備わっているか。



宿日直業務の態様

- 宿日直業務時間帯に、**本来業務**である診療やその準備行為、後処理（電子カルテの確認等）を行うことが**常態化していないか**（あっても稀か）。
- 突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応の頻度が許可申請時点から相当程度増加していないか**。（新たに救急病院の指定を受けたなど許可申請時点から事情の変更はないか。）



上の2つがの場合でも

やむを得ず

宿日直時間帯に突発的な診療等の通常業務を行った場合には・・・

- その時間帯を把握しているか。
 - その時間について、別途賃金（必要な割増賃金を含む）を支払っているか。
- ※支払っていない場合は、労働基準法違反になります。

宿日直業務の勤務環境改善に向けたチェックリスト

宿日直許可取得後も、医師の宿日直業務の勤務環境改善に向けた取組を進めましょう。



院内の勤務環境改善の取組

- 宿日直許可書の内容や宿日直許可中の業務態様が、宿日直を行う医師と一緒に働く他のスタッフ等にも共有されているか。
- 仮眠室の設備など、宿日直中に十分な休憩や睡眠を確保できるような環境整備を行っているか。
- タスク・シフト／シェアを進めるなど、宿日直中の医師の業務量削減に努めているか。
- 通常業務が発生した場合の連絡体制（オンコール医師など）を確保しておくなど、宿日直許可のある宿日直に従事する医師が通常と同態様の業務に従事しなくてよいように努めているか。
- 宿日直明けの勤務者への配慮（連続当直をしない。当直明けの日勤をいれない等）を行っているか。



7月・8月の活動報告

個別支援・相談対応 < 13件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします